



発行 新潟県

第27号

平成25年4月5日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 502 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 503 新潟県地域保健医療計画の一部改定（福祉保健課）
- 504 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 505 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 506 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 507 保安林の指定解除予定（治山課）
- 508 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 509 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 510 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 511 土地改良区清算人の退任届（農地計画課）
- 512 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 513 公共測量の終了通知（監理課）
- 514 公共測量の終了通知（監理課）
- 515 公共測量の終了通知（監理課）
- 516 公共測量の終了通知（監理課）
- 517 公共測量の終了通知（監理課）
- 518 公共測量の終了通知（監理課）
- 519 公共測量の終了通知（監理課）
- 520 公共測量の終了通知（監理課）
- 521 道路の区域変更（道路管理課）
- 522 道路の供用開始（道路管理課）
- 523 道路の区域変更（道路管理課）
- 524 道路の供用開始（道路管理課）
- 525 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 526 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 527 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 528 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 529 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）
- 530 指定試験機関の名称の変更（建築住宅課）

## 公 告

- 予算の公表（財政課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業振興課）

## 人事委員会規則

- 5-59 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

## 人事委員会告示

2 口頭により開示請求をすることができる個人情報に関する告示の一部改正(人事委員会事務局総務課)

## 告示

## ◎新潟県告示第502号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	居宅療養管理指導	H25.3.1
株式会社ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	アイン薬局瀬波店	村上市瀬波中町12番24号	介護予防居宅療養管理指導	H25.3.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	こぶし24時間ケアサービスステーション美沢	長岡市美沢4丁目211番地6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H25.3.1
社会福祉法人長岡福祉協会	長岡市深沢町字高寺2278番地8	こぶし24時間ケアサービスステーション	長岡市信濃2丁目6番地18号	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H25.3.1
株式会社五頭クリーンサービス	阿賀野市保田4439番地	株式会社五頭クリーンサービス介護事業部	阿賀野市保田4439番地	特定福祉用具販売	H25.3.8
株式会社五頭クリーンサービス	阿賀野市保田4439番地	株式会社五頭クリーンサービス介護事業部	阿賀野市保田4439番地	介護予防福祉用具貸与	H24.12.1
株式会社五頭クリーンサービス	阿賀野市保田4439番地	株式会社五頭クリーンサービス介護事業部	阿賀野市保田4439番地	特定介護予防福祉用具販売	H24.12.1
医療法人社団葵会	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	介護老人保健施設葵の園・上越	上越市頸城区上吉194	介護老人保健施設	H25.3.1
医療法人社団葵会	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	介護老人保健施設葵の園・上越	上越市頸城区上吉194	通所リハビリテーション	H25.3.1
医療法人社団葵会	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	介護老人保健施設葵の園・上越	上越市頸城区上吉194	短期入所療養介護	H25.3.1
医療法人社団葵会	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号	介護老人保健施設葵の園・上越	上越市頸城区上吉194	介護予防通所リハビリテーション	H25.3.1

医療法人社団 葵会	東京都千代田区内 幸町1丁目1番1号	介護老人保健施 設葵の園・上越	上越市頸城区上 吉194	介護予防短期入所 療養介護	H25. 3. 1
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	ニチイケアセン ター村松	五泉市村松甲 2958番地3	訪問介護	H25. 1. 1
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	ニチイケアセン ター村松	五泉市村松甲 2958番地3	介護予防訪問介護	H25. 1. 1
株式会社ニチ イ学館	東京都千代田区神 田駿河台2丁目9 番地	ニチイケアセン ター村松	五泉市村松甲 2958番地3	居宅介護支援	H25. 3. 15
株式会社ワー ルドステイ	栃木県足利市堀込 町2462番地1	デイサービスセ ンター春日和越 後川口	長岡市西川口431 番地3	通所介護	H25. 3. 1
株式会社ワー ルドステイ	栃木県足利市堀込 町2462番地1	デイサービスセ ンター春日和越 後川口	長岡市西川口431 番地3	介護予防通所介護	H25. 3. 1

## ◎新潟県告示第503号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第13項の規定により、次のとおり第5次新潟県地域保健医療計画（平成23年4月新潟県告示542号）の一部を変更したので、当該変更後の計画を新潟県福祉保健部福祉保健課、県内の地域振興局健康福祉（環境）部、新潟市福祉部福祉総務課及び新潟市保健所において、縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 主な変更事項

- (1) 総論第5章第3節の二次保健医療圏において、小千谷市を「魚沼圏域」から「中越圏域」に変更した。
- (2) 総論第5章第4節の基準病床のうち、中越圏域を「4,294」から「4,685」に、魚沼圏域を「2,351」から「1,960」に、それぞれ変更した。
- (3) 各論第2章第3節の「4疾病及び5事業に係る医療連携体制の構築等」に「精神疾患」と「在宅医療」についての記載を追加し、「5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の構築等」とした。

## 2 変更年月日

平成25年4月1日

## ◎新潟県告示第504号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、見附市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

## 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
5月14日（火） 5月15日（水） 5月16日（木） 5月17日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	見附市役所車庫
5月18日から平成	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所
		見附市全域
		上記の未受検者

26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、1月3日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第505号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、弥彦村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
5月13日(月) 午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	弥彦体育館	弥彦村全域
5月14日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、1月3日を除く。	新潟県計量検定所	上記の未受検者
	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第506号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成25年4月5日から平成25年4月19日まで縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名  
新潟県村上市岩船岸見寺町3番15号  
小田 政市  
新潟県村上市岩船岸見寺町1番7号  
丸山 久雄  
新潟県村上市岩船地蔵町3番33号  
脇坂 三重城
- 2 加入区  
村上市岩船港加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
新潟漁業協同組合

## ◎新潟県告示第507号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山472（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字三国字三国山472（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び湯沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第508号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成25年4月5日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 就任  
理事 佐渡市下新穂 131 番地 3 森田 義人  
就任年月日 平成 25 年 3 月 22 日

## ◎新潟県告示第509号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を平成25年3月26日認可した。

平成25年4月5日

新潟県村上地域振興局長

## ◎新潟県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の新発田土地改良区の定款の変更を平成25年3月27日認可した。

平成25年4月5日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第511号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人赤泊村土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 退任  
佐渡市杉野浦48 後藤 坤一  
" 徳和910 菊池 謙輔  
" 徳和913 菊池 順二  
" 下川茂97 四月朔日 晴  
" 下川茂1202 津恵 久

〃 下川茂1040 佐々木 伸彦  
 〃 南新保584-1 田部 守  
 退任年月日 平成25年3月21日

#### ◎新潟県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
三悠乙見江	県営区画整理（担い手育成基盤整備）事業	新発田市	平成25年3月19日

#### ◎新潟県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）坂井川右岸地区（2次）確定測量）
- 2 作業期間 平成24年9月10日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市 三日市、早道場、上小松、東宮内、中妻、蔵光、麓、黒岩、新屋、新保小路、上館、下中、下今泉、館野小路、金津、荷谷、下中山、向中条、ほか地内

#### ◎新潟県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（新発田地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中川地区確定測量）「座標補正」
- 2 作業期間 平成24年9月10日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域 新発田市 釜杭、二本木、高山寺、古川、押廻、川尻、草加、宮古、真野原 地内

#### ◎新潟県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（三条地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中之島中部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成24年7月17日から平成25年3月7日まで
- 3 作業地域 長岡市中之島中条、末宝、並木新田、島田 他 地内

#### ◎新潟県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（長岡地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営六郎女地区 区画整理 農業用排水施設整備 農用地改良保全（中山間地域総合整備）事業 確定測量）
- 2 作業期間 平成24年11月26日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 三島郡出雲崎町大字神条、吉川 地内

◎新潟県告示第517号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（上越地域振興局）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営経営体育成基盤整備事業和田南部地区確定測量）
- 2 作業期間 平成24年8月27日から平成25年3月7日まで
- 3 作業地域 上越市 大字寺町、上箱井、中箱井、島田、木島ほか 地内

◎新潟県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（環境対策課）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（復旧測量）
- 2 作業期間 平成25年1月18日から平成25年3月26日まで
- 3 作業地域 新潟市西区

◎新潟県告示第519号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業期間 平成24年8月23日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 新発田市、胎内市

◎新潟県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No. 20A01、40A66－1座標補正）
- 2 作業期間 平成25年2月18日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区、西区 地内

◎新潟県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷川口大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
小千谷市大字南荷頃字丸畑 899 番 4 から	新	6.4～46.2メートル	268.8メートル

同市大字南荷頃字丸畑805番4まで	旧	5.0～24.0メートル	275.3メートル
-------------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用  
一部区間県道小栗山川口線と重用

◎新潟県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷川口大和線
- 2 供用開始の区間 小千谷市大字南荷頃字丸畑 899 番 4 から同市大字南荷頃字丸畑 805 番 4 まで
- 3 供用開始の期日 平成 25 年 4 月 5 日

◎新潟県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柳島信濃坂線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市牧区田島字上ノ山 190 番 1 から	新	5.7～11.8メートル	84.7メートル
同市牧区田島字上ノ山199番1まで			
	旧	5.7～9.0メートル	84.7メートル

◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柳島信濃坂線
- 2 供用開始の区間 上越市牧区田島字上ノ山190番1から同市牧区田島字上ノ山199番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年4月5日

◎新潟県告示第525号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦



- 1 変更に係わる都市計画の種類  
長岡都市計画用途地域（長岡市決定）
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

**◎新潟県告示第526号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類  
長岡都市計画高度地区（長岡市決定）
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

**◎新潟県告示第527号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
    - ・種類 長岡都市計画地区計画（長岡市決定）
    - ・名称 上条地区地区計画
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

**◎新潟県告示第528号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
    - ・種類 長岡都市計画道路（長岡市決定）
    - ・名称 3・4・20号 上条町前田線
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
- 

**◎新潟県告示第529号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
    - ・種類 長岡都市計画土地地区画整理事業（長岡市決定）
    - ・名称 上条高畑土地地区画整理事業
  - 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課
-

## ◎新潟県告示第530号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項の規定により準用する第10条の6第2項の規定により、指定試験機関から次のとおり名称を変更する旨の届出があった。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称を変更する指定試験機関  
財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更後の名称  
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 3 変更する年月日  
平成25年4月1日

## 公 告

## 予算の公表について（公告）

平成25年3月27日新潟県議会において議決された平成25年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成24年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 平成25年度新潟県一般会計予算

平成25年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,258,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳入		款	項	金額
第1款	県	税		千円
第1項	県	民	税	226,072,000
第2項	事	業	税	78,334,000
第3項	地	方	消 費 税	42,182,000
第4項	不	動 産	取 得 税	35,439,000
第5項	県	た	ば こ 税	4,505,000
第6項	ゴ	ル	フ 場 利 用 税	2,979,000
第7項	自	動 車	取 得 税	563,000
第8項	軽	油	引 取 税	3,887,000
第9項	自	動 車	取 得 税	25,447,000
第10項	鉾	区	税	32,254,000
第11項	狩	猟	税	48,000
第12項	産	業 廃 棄 物	税	37,000
第13項	旧	法	に よ る 税	395,000
				2,000
第2款	地方消費税清算金			47,009,000
				47,009,000

第3款	地方譲与税	第1項 地方人特別譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 航空機燃料譲与税	36,144,000 31,202,000 4,613,000 318,000 11,000
第4款	地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	764,000 764,000
第5款	地方交付税	第1項 地方交付税	277,700,000 277,700,000
第6款	交通安全対策交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	627,000 627,000
第7款	分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	6,813,087 1,570,806 5,242,281
第8款	使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	10,341,927 6,785,330 3,556,597
第9款	国庫支出金		158,027,418

	第1項 国庫 負担 金	38,670,719
	第2項 国庫 補助 金	115,817,311
	第3項 委 託 金	3,539,388
第10款 財 産 収 入	第1項 財 産 運 用 収 入	2,815,488
	第2項 財 産 売 払 収 入	802,280
		2,013,208
第11款 寄 附 金	第1項 寄 附 金	45,663
		45,663
第12款 繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金	42,929,642
	第2項 基 金 繰 入 金	913,264
		42,016,378
第13款 諸 収 入	第1項 延滞金加算金及び過料等	171,810,775
	第2項 利 子 収 入	398,410
	第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入	10,129
	第4項 貸 付 金 収 入	22,667,173
	第5項 受 託 事 業 収 入	131,633,924
	第6項 収 益 事 業 収 入	6,983,486
	第7項 利 子 割 算 金 収 入	3,487,241
	第8項 雑 収 入	3,656
		6,626,756

第 14 款 県 債	第 1 項 県 債	277,380,000 277,380,000
第 15 款 繰 越 金	第 1 項 繰 越 金	160,000 160,000
歳 入	合 計	1,258,640,000

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	額	千円
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,414,309	1,414,309
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費	53,361,209	53,361,209
	第 2 項 総 務 管 理 費	4,356,925	4,356,925
	第 3 項 統 計 査 査 費	35,985,061	35,985,061
	第 4 項 徴 収 費	589,546	589,546
	第 5 項 市 町 村 振 興 費	6,959,516	6,959,516
	第 6 項 選 挙 費	3,862,948	3,862,948
	第 7 項 人 事 委 員 会 費	1,213,660	1,213,660
	第 8 項 監 査 委 員 費	148,618	148,618
第 3 款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 管 理 費	7,706,600	7,706,600
	第 2 項 防 災 費	1,909,289	1,909,289
	第 3 項 環 境 企 業 費	2,897,006	2,897,006
	第 4 項 環 境 対 策 費	483,003	483,003
	第 5 項 廃 棄 物 対 策 費	356,664	356,664
		2,060,638	2,060,638



<p>第 4 款 福 祉 保 健 費</p>	<p>第 1 項 福 国 医 保 社 保 健 費                  第 2 項 保 福 指 導 費                  第 3 項 医 務 事 業 費                  第 4 項 医 師 ・ 看 護 職 員 確 保 对 策 費                  第 5 項 高 齡 福 祉 保 健 費                  第 6 項 健 康 对 策 費                  第 7 項 生 活 卫 生 費                  第 8 項 障 害 福 祉 費                  第 9 項 児 童 家 庭 費</p>	<p>146,196,111                  17,704,090                  41,755,741                  6,595,526                  1,767,793                  38,183,539                  5,723,791                  1,641,135                  17,849,161                  14,975,335</p>
<p>第 5 款 劳 働 費</p>	<p>第 1 項 劳 働 委 員 会 費                  第 2 項 劳 働 政 策 委 員 会 用 費                  第 3 項 職 業 能 力 開 発 費</p>	<p>8,135,579                  129,432                  5,607,989                  2,398,158</p>
<p>第 6 款 産 業 費</p>	<p>第 1 項 産 産 業 策 費                  第 2 項 産 産 業 振 興 費                  第 3 項 商 産 業 振 興 費                  第 4 項 産 産 業 立 地 費                  第 5 項 観 光 産 産 業 費</p>	<p>137,787,190                  5,077,372                  1,630,584                  118,018,559                  11,200,146                  1,860,529</p>
<p>第 7 款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>76,720,679</p>	<p></p>

<p>第1項 農業</p> <p>第2項 農地</p> <p>第3項 農産</p> <p>第4項 農産</p> <p>第5項 農産</p> <p>第6項 農産</p> <p>第7項 農産</p> <p>第8項 農産</p> <p>第9項 農産</p> <p>第10項 農産</p> <p>第11項 農産</p>	<p>農業</p> <p>地域</p> <p>農産</p> <p>管産</p> <p>品産</p> <p>畜産</p> <p>水産</p> <p>林産</p> <p>農地</p> <p>農地</p> <p>農地</p>	<p>費</p> <p>務進</p> <p>推去</p> <p>及</p> <p>通</p> <p>業</p> <p>業</p> <p>業</p> <p>管</p> <p>理</p> <p>整</p> <p>備</p> <p>画</p>	<p>3,420,169</p> <p>6,354,749</p> <p>1,266,795</p> <p>3,927,994</p> <p>290,939</p> <p>840,953</p> <p>4,137,656</p> <p>16,203,188</p> <p>2,801,077</p> <p>36,448,403</p> <p>1,028,756</p>
<p>第8款 土</p> <p>木</p> <p>費</p>	<p>第1項 土</p> <p>第2項 道</p> <p>第3項 河</p> <p>第4項 砂</p> <p>第5項 都</p> <p>第6項 建</p> <p>第7項 交</p> <p>第8項 港</p> <p>第9項 港</p> <p>第10項 空</p>	<p>管</p> <p>り</p> <p>海</p> <p>防</p> <p>計</p> <p>築</p> <p>政</p> <p>振</p> <p>湾</p> <p>港</p>	<p>157,381,208</p> <p>10,920,160</p> <p>51,800,949</p> <p>29,949,984</p> <p>11,691,458</p> <p>5,520,311</p> <p>19,974,823</p> <p>17,353,657</p> <p>462,829</p> <p>8,951,820</p> <p>755,217</p>

<p>第9款 警 察 費</p>	<p>第1項 警 察 管 理 費 第2項 警 察 行 政 費</p>	<p>49,617,420 46,312,497 3,304,923</p>
<p>第10款 教 育 費</p>	<p>第1項 教 育 總 務 費 第2項 小 學 校 費 第3項 高 等 學 校 費 第4項 特 別 支 援 學 校 費 第5項 生 涯 推 進 費 第6項 文 化 行 政 費 第7項 保 健 體 育 費 第8項 私 立 學 校 興 費 第9項 大 學 費</p>	<p>214,945,476 4,553,116 129,514,341 48,314,312 17,246,019 331,297 1,595,251 1,514,289 10,510,096 1,366,755</p>
<p>第11款 災 害 復 舊 費</p>	<p>第1項 農 林 水 產 施 設 災 害 復 舊 費 第2項 土 木 施 設 災 害 復 舊 費</p>	<p>6,500,327 2,038,212 4,462,115</p>
<p>第12款 県 債 費</p>	<p>第1項 県 債 費</p>	<p>304,015,561 304,015,561</p>
<p>第13款 支 出 金</p>	<p>第1項 諸 支 業 貸 付 金</p>	<p>94,558,331 22,667,173</p>

<p>第2項 雑地 支 出                  第3項 地方消費税清算金                  第4項 子割交付金                  第5項 当割交付金                  第6項 株式等譲渡所得割交付金                  第7項 地方消費税交付金                  第8項 ゴルフ場利用税交付金                  第9項 自動車取得税交付金                  第10項 軽油引取税交付金                  第11項 利子割精算金                  第12項 特別地方消費税交付金</p>	<p>2,454,900                  34,955,929                  747,092                  446,094                  110,484                  23,926,704                  394,100                  3,075,950                  5,777,841                  1,564                  500</p>
<p>第14款 予備費</p>	<p>300,000                  300,000</p>
<p>歳 出</p>	<p>1,258,640,000</p>
<p>合 計</p>	

第2表 継 続 費						
款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額	
第8款 土 木 費	第6項 建 築 費	十日町病院改築事業	千円 2,199,213	25	千円 0	
				26		659,764
				27		1,539,449

第3表 債務負担行為						
事 項	期 間	限 度	額	説 明		
県庁舎エレベーター改修工事請負契約	平成26年度から平成28年度まで	206,820千円				
長岡地域振興局構内用地取得契約 (相手方 長岡駅東土地区画整理組合)	平成26年度から平成27年度まで	15,076千円				
魚沼地域振興局舎耐震改修工事請負契約	平成26年度	63,455千円				
十日町地域振興局舎耐震改修工事請負契約	平成26年度	140,888千円				
柏崎地域振興局舎耐震改修工事請負契約	平成26年度	70,650千円				
クレジットカード県税収納業務委託契約	平成26年度	189千円				
上越高等学校改築事業(校舎・屋内運動場)補助金交付決定	平成26年度	141,147千円				
平成25年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	平成25年度から平成35年度まで	元金1,457,000,000千円及び当該額に対する利子相当額				
親鸞となむの大地展(仮称)開催費用負担協定 (相手方 親鸞となむの大地展実行委員会(仮称))	平成26年度	5,000千円				
公益財団法人新潟県中越大地震復興基金損失補償契約	平成25年度から平成26年度まで	金融機関が平成25年度に公益財団法人新潟県中越大地震復興基金に貸し付けける復興基金事業資金9,561,000千円が回収されない場合に生じる損失を補償する。				
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科地域医療推進・教育学講座設置協定	平成26年度から平成27年度まで	44,000千円				

新潟学園改築及び維持管理等契約	平成25年度から平成42年度まで	1,770,242千円	
離職者等再就職訓練委託契約	平成26年度	274,239千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約	平成26年度	32,810千円	
海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成26年度	45,000千円	
財団法人にいがた産業創造機構が平成25年度に行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額50,000千円を限度としてその損失を補償する。	平成27年度から平成33年度まで		財団法人にいがた産業創造機構が平成25年度に行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額50,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成26年度から平成36年度まで	762,879千円	新潟県信用保証協会が平成25年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
円高対策設備投資緊急促進事業補助金交付決定	平成26年度から平成27年度まで	1,600,000千円	
新成長設備投資促進事業補助金交付決定	平成26年度から平成27年度まで	850,000千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成25年度から平成26年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が平成25年度において社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地保有合理化事業資金54,456千円が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	平成26年度から平成45年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,400,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成26年度から平成40年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

漁業近代化資金利子補給契約	平成26年度から平成45年度まで	漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額140,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	304,777千円
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成26年度から平成35年度まで	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	208,771千円
畜産特別支援資金利子補給契約	平成26年度から平成50年度まで	畜産特別支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産特別支援資金を総額48,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合、利子補給率年1.35パーセント以内として算定した額	171,689千円
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成25年度から平成80年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成25年度において社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)85,368千円及び当該額に對する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日までに生じる利子を含む)を補償する。	38,000千円
中山間地等平準化資金利子補給契約	平成26年度から平成30年度まで	新潟県中山間地等平準化対策事業実施要綱に基づき、融資機関が中山間地等平準化資金を総額8,770千円の範囲内で県の承認を得て土地改良区等に無利子で融通する場合、利子補給率年2.65パーセント以内として算定した額	300,000千円
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成26年度から平成37年度まで		12,000千円
国営佐渡1期土地改良事業負担金	平成26年度から平成37年度まで		30,000千円
国営佐渡2期土地改良事業負担金	平成26年度から平成37年度まで		
県営かんがい排水事業小栗田原地区工事請負契約	平成26年度		
県営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成26年度		
県営畑地帯総合整備事業舟山地区工事請負契約	平成26年度		
県営経営体育成基盤整備事業加治川右岸地区工事請負契約	平成26年度		



県営経営体育成基盤整備事業中江北部第2地区工事請負契約	平成 26 年 度	95,000千円
県営経営体育成基盤整備事業津有南部第2地区工事請負契約	平成 26 年 度	32,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中之島南部地区工事請負契約	平成 26 年 度	39,000千円
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎地区工事請負契約	平成 26 年 度	10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東地区工事請負契約	平成 26 年 度	58,000千円
県営経営体育成基盤整備事業両新地区工事請負契約	平成 26 年 度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東中央地区工事請負契約	平成 26 年 度	39,000千円
県営経営体育成基盤整備事業川東2期地区工事請負契約	平成 26 年 度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業佐々木南部郷2期地区工事請負契約	平成 26 年 度	89,000千円
県営経営体育成基盤整備事業五十公野地区工事請負契約	平成 26 年 度	37,000千円
県営経営体育成基盤整備事業羽黒2期地区工事請負契約	平成 26 年 度	16,000千円
県営経営体育成基盤整備事業河間三ッ門地区工事請負契約	平成 26 年 度	19,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小中川地区工事請負契約	平成 26 年 度	32,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小吉地区工事請負契約	平成 26 年 度	62,000千円

県営経営体育成基盤整備事業道上地区工事請負契約	平成26年度	25,000千円
県営経営体育成基盤整備事業湯5期地区工事請負契約	平成26年度	106,000千円
県営経営体育成基盤整備事業大戸地区工事請負契約	平成26年度	18,000千円
県営経営体育成基盤整備事業道上2期地区工事請負契約	平成26年度	46,000千円
県営経営体育成基盤整備事業巻東町地区工事請負契約	平成26年度	6,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上泉地区工事請負契約	平成26年度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小泊地区工事請負契約	平成26年度	35,000千円
県営経営体育成基盤整備事業丸渦地区工事請負契約	平成26年度	54,000千円
県営経営体育成基盤整備事業菟神北部地区工事請負契約	平成26年度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業津有南部第1地区工事請負契約	平成26年度	11,000千円
県営経営体育成基盤整備事業富島地区工事請負契約	平成26年度	29,000千円
県営経営体育成基盤整備事業小平尾地区工事請負契約	平成26年度	36,000千円
県営経営体育成基盤整備事業城之入川地区工事請負契約	平成26年度	7,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上岩田地区工事請負契約	平成26年度	22,000千円

県営経営体育成基盤整備事業外丸地区工事請負契約	平成 26 年 度	21,000千円
県営経営体育成基盤整備事業善根地区工事請負契約	平成 26 年 度	27,000千円
県営経営体育成基盤整備事業高田北部地区工事請負契約	平成 26 年 度	17,000千円
県営中山間地域対策事業津南地区工事請負契約	平成 26 年 度	5,000千円
県営中山間地域対策事業西山内郷地区工事請負契約	平成 26 年 度	23,000千円
県営中山間地域対策事業当間地区工事請負契約	平成 26 年 度	16,000千円
県営中山間地域対策事業長坂地区工事請負契約	平成 26 年 度	15,000千円
県営中山間地域対策事業宇津俣地区工事請負契約	平成 26 年 度	7,000千円
県道黒部柏崎線緊急地方道路整備工事委託契約 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成 26 年 度	160,000千円
一般国道289号朝日大橋下部工事請負契約	平成 26 年 度	180,000千円
一般国道345号旭橋上部工事請負契約	平成 26 年 度	900,000千円
一般国道404号オオフランプ橋 (仮称) 上部工事請負契約	平成26年度から 平成27年度まで	600,000千円
県道上越新井線青田川橋上部工事請負契約	平成 26 年 度	85,000千円
一般国道290号仮設橋賃借契約	平成26年度から 平成27年度まで	40,000千円

一般国道404号信号機賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	10,000千円	
一般国道459号仮設橋賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	32,000千円	
県道佐渡一周線仮設土留柵賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	16,000千円	
県道両津真野赤泊線仮設土留柵賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	11,500千円	
県道黒部柏崎線物件補償契約	平成26年度	90,000千円	
新発田川放水路特定構造物改築(通信管理設備)工事請負契約	平成26年度	240,000千円	
一級河川牧川河川災害復旧助成仮設橋賃借契約	平成26年度	9,200千円	
一級河川塩谷川河川災害復旧助成仮設橋賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	35,000千円	
一級河川田川河川災害復旧助成仮設橋賃借契約	平成26年度から平成27年度まで	12,000千円	
内の倉ダム堰堤改良(通信管理設備)工事請負契約	平成26年度	137,000千円	
奥三面ダム堰堤改良(管理用水力発電設備)工事請負契約	平成26年度	322,374千円	
十三石川障害防止工事請負契約	平成26年度	80,000千円	
なびくら川障害防止工事請負契約	平成26年度	80,000千円	
飯門新田線平成橋(仮称)上部工事請負契約	平成26年度	300,000千円	

中央大通り線こ線橋設置工事委託契約 (相手方 西日本旅客鉄道株式会社)	平成 26 年 度	150,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成 25 年 度	金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額970,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。	
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給契約	平成26年度から平成30年度まで	1,134千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟市)	平成26年度から平成27年度まで	85,708千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 長岡市)	平成26年度から平成27年度まで	27,388千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 上越市)	平成26年度から平成27年度まで	28,088千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 三条市)	平成26年度から平成27年度まで	19,196千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 柏崎市)	平成26年度から平成27年度まで	15,874千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟田市)	平成26年度から平成27年度まで	7,786千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 小千谷市)	平成26年度から平成27年度まで	6,840千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 加茂市)	平成26年度から平成27年度まで	9,390千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 見附市)	平成26年度から平成27年度まで	13,982千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 村上市)	平成26年度から平成27年度まで	9,220千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 燕市)	平成26年度から平成27年度まで	11,612千円	

県営住宅敷地賃借契約 (相手方 糸魚川市)	平成26年度から 平成27年度まで	3,816千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 妙高市)	平成26年度から 平成27年度まで	7,990千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 五泉市)	平成26年度から 平成27年度まで	3,286千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 阿賀野市)	平成26年度から 平成27年度まで	4,646千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 佐渡市)	平成26年度から 平成27年度まで	3,876千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 魚沼市)	平成26年度から 平成27年度まで	5,506千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 南魚沼市)	平成26年度から 平成27年度まで	3,056千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 胎内市)	平成26年度から 平成27年度まで	3,106千円	
公営住宅上越地区(城南住宅)住戸改善工事請負契約	平成26年度	148,120千円	
魚沼基幹病院(仮称)外構工事請負契約	平成26年度から 平成27年度まで	186,283千円	
交番駐在所賃借契約 (相手方 警察共済組合新潟県支部長)	平成26年度から 平成49年度まで	総額168,719千円以内と 公租公課及び火災保険料 の合計額	三条警察署三条駅前交番外4か所 賃借期間が満了し、賃借料を完済した後、賃 借物件の所有権を県が無償で取得する。
自動車運転免許技能試験車両賃借契約	平成26年度から 平成35年度まで	54,269千円	
I C 運転免許証作成システム賃借及び作成材料購入契 約	平成26年度から 平成30年度まで	1,122,255千円	
岩田正巳展(仮称)作品展示・撤収及び運搬業務委託 契約	平成26年度	1,575千円	

梅佳代展 (仮称) 開催費用負担協定 (相手方 株式会社産経新聞社)	平成 26 年 度	1,575千円	
---------------------------------------	-----------	---------	--

第4表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
道路事業費	8,012,000					
河川事業費	11,953,000					
海岸事業費	615,000					
砂防事業費	5,186,000					
街路事業費	225,000					
公園事業費	615,000					
公営住宅建設事業費	270,000					
港湾事業費	4,420,000					
空港事業費	247,000					
水産事業費	161,000					
漁業事業費	550,000					
林業事業費	529,000					
治山事業費	2,797,000					
農地事業費	8,327,000					
災害復旧事業費	1,639,000					
学校教育施設等整備事業費	279,000					
社会福祉施設整備事業費	628,000					
施設整備事業費(一般財源化分)	632,000					
地域活性化事業費	840,000					
		普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借 り換えることができる。		



防 災 对 策 事 業 費	865,000			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	11,519,000			
合 併 特 例 事 業 費	2,463,000			
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	1,081,000			
河 川 等 整 備 事 業 費	51,000			
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	1,073,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	427,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	427,000			
本 庁 舎 改 修 事 業 費	56,000			
県 民 会 館 改 修 事 業 費	8,000			
地 域 機 関 改 修 事 業 費	432,000			
地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 事 業 費	172,000			
合 併 市 町 村 特 別 对 策 事 業 費	2,000,000			
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	19,000			
石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 負 担 事 業 費	18,000			
医 療 体 制 整 備 事 業 費	43,000			
魚 沼 基 幹 病 院 出 資 事 業 費	571,000			
集 落 雪 崩 对 策 事 業 費	7,000			
北 陸 新 幹 線 整 備 事 業 費	7,408,000			
え ち ご と き め き 鉄 道 株 式 会 社 貸 付 事 業 費	245,000			
え ち ご と き め き 鉄 道 株 式 会 社 出 資 事 業 費	3,742,000			
え ち ご と き め き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	1,085,000			

			9,173,000 100,891,000 78,700,000 6,979,000 <b>277,380,000</b>	債 債 債 債 計 進 推 策 当 革 換 政 手 政 時 財 職 行 借 臨 退 合

平成25年度新潟県債管理特別会計予算

平成25年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133,289,533千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 県 債 費 収 入	第1項 繰 入 金	133,289,533 千円
歳	合 計	133,289,533

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	133,289,533	
第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	133,289,533	
歳 出	合 計	133,289,533	

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算

平成25年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,013,904千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金 額
第1款 地域貸付事業づくり資金収入	第1項 諸収入	3,013,904 千円
	第2項 繰越金	928,925 2,084,979
歳 入	合 計	3,013,904

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	地 域 づ く り 事 業 付 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	3,013,904
		第 2 項 貸 付 債 権 活 用 事 業 費	2,084,979
		合 計	928,925
歳 出		合 計	3,013,904

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計予算

平成25年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,868,096千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	1,868,096
	第2項 財産収入	50,277
	第3項 寄附金	1,102
	第4項 繰入金	500
		326,524

千円

	第5項 諸 県 分 担 金 及 び 負 担 金 第6項 入 債 金 第7項	34,926 9,733 1,445,034
歳 入	合 計	1,868,096



2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	第 1 項 災 害 救 助 費	1,863,596
		第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	1,785,514
		第 3 項 災 害 救 助 債 権 費	1,102
		第 4 項 災 害 救 助 債 権 費	65,338
	第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	11,642
合 計			4,500
歳 出			4,500
歳 計			1,868,096

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害用慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。	

<p>平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (歳入歳出予算)</p> <p>平成25年度新潟県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ384,807千円と定める。</p> <p>第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p>		
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>	<p>項</p> <p>第1項 繰上金</p> <p>第2項 雑収入</p> <p>第3項 雑収入</p> <p>第4項 繰上金</p>	<p>金 額</p> <p>384,807</p> <p>84,634</p> <p>128,932</p> <p>168,884</p> <p>2,357</p> <p>千円</p>
<p>第1款 母子寡婦福祉資金貸付事業収入</p>	<p>款</p> <p>第1項 繰上金</p> <p>第2項 雑収入</p> <p>第3項 雑収入</p> <p>第4項 繰上金</p>	<p>金 額</p> <p>384,807</p> <p>84,634</p> <p>128,932</p> <p>168,884</p> <p>2,357</p> <p>千円</p>

蔵	入	合	計	384,807	
---	---	---	---	---------	--

2 歳 出	款	項	金 額
第 1 款	母 貸 子 寡 婦 事 福 社 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	384,807 384,807
歳	出	合 計	384,807

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
母子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 168,884	普通貸借	無利子	母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第37条第2項、第4項及び第6項並びに母子及び寡婦福祉法施行令第42条及び第44条の規定による。	

平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 平成25年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,456千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	額 金 額 千円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	項 額 第1項 財産収入 8,456 第2項 寄附金 179 第3項 繰入金 10 第4項 雑収入 8,266 1
歳 入	合 計 8,456

2 歳 出	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="327 212 406 750">款</th> <th data-bbox="327 750 590 1400">項</th> <th data-bbox="327 1400 590 1993">金 額</th> </tr> <tr> <td data-bbox="406 212 590 1400">                     第 1 款                      心 身 障 害 児 事 業 者 総 合 費                 </td> <td data-bbox="406 750 590 1400">                     第 1 項 基 金 積 立 金                      第 2 項 繰 出 金                 </td> <td data-bbox="406 1400 590 1993">                     千円                      8,456                      11                      8,445                 </td> </tr> </table>	款	項	金 額	第 1 款 心 身 障 害 児 事 業 者 総 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金 第 2 項 繰 出 金	千円 8,456 11 8,445
款	項	金 額					
第 1 款 心 身 障 害 児 事 業 者 総 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金 第 2 項 繰 出 金	千円 8,456 11 8,445					
歳	出	合 計	8,456				



平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算  平成25年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,796,832千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項 目	金 額
第1款 歳入歳出予算 1 歳 入	第1項 歳入歳出予算 第2項 歳入歳出予算 第3項 歳入歳出予算	1,796,832 4,536 988,588 803,708
歳 入	合 計	1,796,832

2 歳 出		金 額
款	項	金 額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	1,796,832
	第 2 項 県 債 費	808,247
	第 3 項 繰 上 償 還 費	669,048
	第 3 項 繰 上 償 還 費	319,537
歳 出 合 計		1,796,832

<p>平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算</p>	
<p>平成25年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ251,962千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p> <p>(地方債)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。</p>	
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>	
<p>款</p>	<p>項</p>
<p>第1款 林業貸付事業改善資金</p>	<p>第1項 繰入金</p> <p>第2項 諸収入</p> <p>第3項 繰越金</p>
<p>第2款 木材産業等高度化推進資金</p>	<p>貸付事業収入</p>
	<p>金額</p>
	<p>122,791</p> <p>2,731</p> <p>70</p> <p>119,990</p> <p>127,071</p>
	<p>千円</p>

	第1項 諸 第2項 県 第3項 繰 越	入 債 金	69,200 43,000 14,871
第3款 林業就業促進事業 貸付金収入	第1項 繰 越	金	2,100 2,100
歳 入	合 計		251,962

2 歳 出		項 目	金 額
款	目		千円
第 1 款	林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	122,741
			122,741
第 2 款	木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	112,200
		第 2 項 県債費	86,000
			26,200
第 3 款	林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費	14,921
		第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	50
			14,871
歳	出	合 計	251,962

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金費 貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 (歳入歳出予算)		
平成25年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。		
第1条	歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,278千円と定める。	
2	歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。	
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		
款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	81,278
	第2項 諸収入	1,227
	第3項 繰越金	61
		79,990
歳 入	合 計	81,278

2 歳 出		金 額
款	項	金 額
第 1 款 沿 岸 漁 業 改 善 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	81,228 81,228
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	50 50
歳 出	合 計	81,278



平成25年度新潟県有林事業特別会計予算

平成25年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ155,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	155,600
	第2項 財産収入	4,969
	第3項 繰入金	16,501
	第4項 県債	125,446
	第5項 繰越金	7,600
		1,084

千円

155,600	計
	合
入	歳

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	業 業 費	154,600
	第 2 項 事 業 費	業 業 費	64,476
	第 3 項 事 業 費	業 業 費	66,124
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	備 費	1,000
			1,000
歳 出 合 計		計	155,600

千円

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 7,600	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成25年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ538,555千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	538,555
	第2項 繰入金	536,640
歳 入 合 計		1,915
歳 入 合 計		538,555

千円

2 歳 出		金 額	
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費	538,555	千円
	第 2 項 繰 出 金	1,915	
	合 計	536,640	
歳 出	計	538,555	

## 平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,500,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項 目	金 額
第1款	流域下水道事業収入		千円
		第1項 分担金及び負担金	13,500,610
		第2項 使用料及び手数料	5,366,552
		第3項 国庫支出金	457
		第4項 県産物収入	3,478,662
		第5項 繰上金	1,075
		第6項 繰下金	1,982,660
		第7項 諸債	185,838
		第8項 県債	2,385,000
		第8項 繰下金	100,366
歳 入	合 計		13,500,610



2 歳 出		項	金	額
第 1 款	流 域 下 水 道 事 業 費			千円
		第 1 項 管 理 費		13,400,244
		第 2 項 建 設 費		3,655,741
		第 3 項 県 債 費		6,280,993
				3,463,510
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費		100,366
				100,366
		合 計		13,500,610
	議 出			

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	信濃川下流域下水道建設工事請負契約	平成	26	年	度	477,000千円		
	魚野川流域下水道建設工事請負契約	平成	26	年	度	252,000千円		

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
流域下水道事業費	千円 2,385,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

平成25年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,258,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額
第1款 港湾整備事業収入	第1項 分担金及び負担金	4,258,126
	第2項 使用料及び手数料	29,634
	第3項 国庫支出金	1,389,238
	第4項 財産収入	38,000
	第5項 繰入金	24,194
		530,979

千円

	第6項 諸 第7項 県 第8項 線	収 入 債 金 越	33,080 2,213,000 1
入	合	計	4,258,126

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	4,257,973	
	第 2 項 県 債 費	1,575,870	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	2,682,103	
	第 1 項 予 備 費	153	
歳 出 合 計		4,258,126	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
港湾整備事業費債	千円 1,527,000 686,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。		
合 計	2,213,000					

平成25年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1 営業関係	卸供給電力量	MWh 556,555
	1 建設工事	
2 建設改良関係	(1) 胎内第四発電所建設事業	式
	(2) 新エネルギー発電設備建設事業	式
	2 増強改良工事	
	既設発電所の増強改良	式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。



収 入		千円
第1款	電気事業収益	4,584,268
第1項	営業収益	4,557,870
第2項	財務収益	5,302
第3項	事業外収益	21,096

支 出		千円
第1款	電気事業費用	4,178,564
第1項	営業費用	3,694,728
第2項	財務費用	442,869
第3項	事業外費用	20,967
第4項	予備費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,980,636千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	5,048,060
第1項	企 業 債 金	3,623,100
第2項	国 庫 補 助 金	34,179
第3項	固 定 資 産 売 却 代 金	300
第4項	貸 付 金 返 済 金	1,303,319
第5項	貸 受 託 金	87,152
第6項	雑 収 入	10

  

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	7,028,696
第1項	建 設 費	4,604,546
第2項	企 業 債 償 還 金	1,322,998
第3項	貸 付 金 金	1,000,000
第4項	他 会 社 出 金	13,000
第5項	受 託 工 事 費	87,152
第6項	雑 支 出	1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て				人 財 源		
				過 年 損 留 保 益 勤 資 金	当 年 損 留 保 益 勤 資 金	建 設 積 立 金	地 域 積 立 金	興 振 立 金	消 資 本 的 調 整 額	税 費 支 出 額
第1項 建設改良費	千円 4,604,546	千円 3,660,898	千円 943,648	千円 23,824	千円 8,273	千円 695,695	千円	千円 215,856		
第2項 企業償還金	1,322,998	300,000	1,022,998	1,022,998						
第3項 貸付金	1,000,000	1,000,000								
第4項 他会計繰出金	13,000		13,000				13,000			
第5項 受託工事費	87,152	87,152								
第6項 雑支出	1,000	10	990	990						
計	7,028,696	5,048,060	1,980,636	1,047,812	8,273	695,695	13,000	215,856		

  

事 項	期 間	限 度	額
新潟競馬場跡地太陽光発電所(仮称)建設工事	平成26年度		千円 1,266,708
奥三面ダム管理用発電設備設置工事	平成26年度		296,179
胎内第一発電所調速機制御盤更新工事	平成26年度		40,654

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新エネルギー発電設備 建設事業費	千円 3,623,100	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	費	千円 824,900
2	交際	費	948

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成25年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1 営業関係	1 給水量	先給	数量	59,960,641立方メートル	92	か所
	2 年間給水量	給水量	メートル			
	3 一日平均給水量	給水量	メートル			
2 建設改良関係	1 新潟臨海工業用水道建設事業					式
	2 既設設備の増強改良					式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、電気事業会計から長期借入金1,000,000千円を借り入れる。

収 入		支 出	
第1款 工業用水道事業収益	2,216,341	第1款 工業用水道事業費用	2,573,279
第1項 営業収益	1,571,569	第1項 営業費用	2,510,343
第2項 営業外収益	5,638	第2項 営業外費用	45,505
第3項 特別利益	639,134	第3項 特別損失	7,431
		第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

入		出	
千円		千円	
第1款	1,397,442	第1款	601,484
第1項	232,600	第1項	461,056
第2項	95,698	第2項	140,428
第3項	12,757		
第4項	1,000,000		
第5項	30		
第6項	56,357		
資本	収入	資本	支出
企業の	業	建設	改良
庫	補助	業	償還
他会	計	債	金
他	補助		
他会	計		
他	借入		
固	資		
定	産		
資	壳		
産	却		
却	代		
代	入		
入	金		
金	債		
債	金		
金	金		
金	金		
入	入		
入	入		



(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道建設	千円 213,800	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
新潟臨海工業用水道増設	18,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額	費額	金額
1 職員給与	423,538	与	千円
2 交際費	34	際	

(他会計からの補助金)

第8条 新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,757千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成 25 年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係土地の売却			平方メートル 182,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第 1 款	工業用地造成事業収益	3,361,777	千円
第 1 項	営業収益	2,543,222	
第 2 項	営業外収益	818,555	

支		出	千円
第1款	工業用地造成事業費用		2,366,483
第1項	営業費用		2,309,110
第2項	営業外費用		56,373
第3項	予備費		1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,992,786千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	千円
第1款	資本的収入		120
第1項	土地売却代金		120

支		出	
第1款	資本的支出	1,992,906	千円
第1項	工業用地造成費	22,500	
第2項	企業債還金	667,077	
第3項	他会計借入金返済金	1,303,319	
第4項	雑支出	10	

区	分	支出予定額	充収	当財源	差引不足額	補てん財源	
						当年	勘定
第1項	工業用地造成費	千円 22,500	千円 120	千円 120	千円 22,380	千円 22,380	益金
第2項	企業債還金	667,077			667,077	667,077	損
第3項	他会計借入金返済金	1,303,319			1,303,319	1,303,319	資金
第4項	雑支出	10			10	10	
	計	1,992,906	120	120	1,992,786	1,992,786	

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又

はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	55,196	千円
2	交際費	18	

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,787千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所、	在	数	量	処	分	の	態	様					
土	地	工	業	用	地	上	越	市	平	方	メ	ー	ト	ル	72,000	売	却
						見	附	市	36,000	売	却						
						阿	賀	野	市	30,000	売	却					
						新	潟	市	及	び	北	蒲	原	郡	聖	籠	町

平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 182,400

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 用地造成事業収益	494,293
第1項 営業収益	491,599
第2項 営業外収益	2,694

千円

支		出
第1款	用地造成事業費用	千円 302,956
第1項	営業費用	302,335
第2項	営業外費用	621

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,920,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第5条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	所	在	数	量	処分の態様
土	地	新	潟	平方メートル		
		北	郡	182,400		売却
		蒲	聖			
		原	籠			
		町	町			



平成25年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業務の予定量
病床数		3,538床
年間患者数	入院	1,073,000人
	外来	1,629,000人
	計	2,702,000人
1日平均患者数	入院	2,940人
	外来	6,676人
	計	9,616人
主な建設改良事業	1 病院改築関係	一式
	2 十日町病院増改築関係	一式
	吉田病院整備事業	一式

	がんセンター新潟病院整備事業 新発田病院整備事業 3 医療器械備品整備事業	一 式 一 式 一 式
--	---	-------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	74,962,510
第1項 医業	業 収 益	64,884,624
第2項 医業外	業 外 収 益	10,077,686
第3項 特別	別 利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	74,885,073
第1項 医業	業 費 用	72,773,119
第2項 医業外	業 外 費 用	2,111,754
第3項 特別	別 損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,239,222千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	3,989,481
第1項	資 回 収 金	2,724
第2項	投 資 業 債 金	2,701,000
第3項	企 業 助 金	85,903
第4項	補 担 金 交 付 金	1,185,199
第5項	負 担 金 交 付 金	14,655
	そ の 他 資 本 的 収 入	

支 出		千円
第1款	資本的支出	8,228,703
第1項	資 本 設 計 支 出 費	2,917,737
第2項	建 設 改 良 支 出 費	681
第3項	無 形 固 定 資 産 支 出 費	2,724
第4項	投 資 債 券 買 入 金	5,307,561

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	資本的支出	1 建設改良費	千円 2,199,213	25	千円 0
				26	659,764
				27	1,539,449

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報総合システム整備事業	平成26年度	千円 3,575,595

(企 業 債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 2,701,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額を、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額	額
1 職員給与	39,493,884	千円
2 交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,745,084千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、18,457,900千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	全身用血管造影撮影装置 (アングリオ)	—	式
	磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)	—	式
	X線コンピュータ断層撮影装置 (CT)	—	式

平成 25 年度 新潟県 魚沼基幹病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	業務の予定量
主な建設改良事業	1 病院新築関係	一 式
	2 魚沼基幹病院新築事業 総合医療情報システム整備事業	一 式

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	284,513
第1項 医療外収益	284,513

支 出		千円
第1款 病院事業費用		284,513
第1項 医療外費用		284,513

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入		3,342,681
第1項 企業債		1,466,000
第2項 補助金		1,258,913
第3項 負担交付金		617,768

支 出		千円
第1款 資本的支出		3,342,681
第1項 建設改良費		3,339,205
第2項 無形固定資産		2,402
第3項 償還金		1,074



(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
魚沼基幹病院外構工事委託契約	平成26年度から 平成27年度まで	千円 186,283
総合医療情報システム整備委託契約	平成26年度から 平成27年度まで	1,444,280

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 1,466,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,466,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,543,426千円である。

## 平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,041,343千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,459,706,307千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 県	税	218,148,000	7,415,000	225,563,000
	第1項 県民税	76,813,000	1,596,000	78,409,000
	第2項 事業税	35,386,000	4,001,000	39,387,000
	第3項 地方消費税	32,516,000	2,045,000	34,561,000
	第4項 不動産取得税	4,862,000	△ 319,000	4,543,000
	第5項 たばこ税	4,856,000	289,000	5,145,000
	第6項 ゴルフ場利用税	569,000	20,000	589,000
	第7項 自動車取得税	4,337,000	74,000	4,411,000
	第8項 軽油引取税	25,144,000	130,000	25,274,000
	第9項 自動車税	33,168,000	△ 291,000	32,877,000
	第12項 産業廃棄物税	405,000	△ 130,000	275,000
第2款 地方消費税清算金		45,467,000	174,000	45,641,000
	第1項 地方消費税清算金	45,467,000	174,000	45,641,000
第3款 地方譲与税		34,045,000	573,989	34,618,989
	第1項 地方法人特別譲与税	29,007,000	537,100	29,544,100
	第2項 地方揮発油譲与税	4,707,000	30,663	4,737,663

	第3項 石油ガス譲与税 第4項 航空機燃料譲与税	329,000 2,000	△ △	1,921 8,147	327,079 10,147
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金	533,000 533,000		244,423 244,423	777,423 777,423
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	290,600,000 290,600,000	△ △	1,884,316 1,884,316	288,715,684 288,715,684
第6款 交通安全対策特別交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	622,000 622,000		13,631 13,631	635,631 635,631
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	9,918,101 2,876,367 7,041,734		23,554 7,626 15,928	9,941,655 2,883,993 7,057,662
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	10,783,537 6,958,438 3,825,099	△ △	54,860 57,308 2,448	10,728,677 6,901,130 3,827,547
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金 第3項 国庫委託金	211,232,493 40,420,107 167,265,256 3,547,130	△ △ △ △	1,092,928 30,722 650,440 473,210	210,139,565 40,450,829 166,614,816 3,073,920

第10款 財 産 收 入	第1項 財 産 運 用 收 入 第2項 財 産 売 払 収 入	3,964,575 1,358,120 2,606,455	△ 2,764,826 △ 681,734 △ 2,083,092	1,199,749 676,386 523,363
第11款 寄 附 金	第1項 寄 附 金	27,918 27,918	27,020 27,020	54,938 54,938
第12款 繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金 第2項 基 金 繰 入 金	34,071,832 1,700,282 32,371,550	△ 1,310,466 401,039 △ 1,711,505	32,761,366 2,101,321 30,660,045
第13款 諸 収 入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利 子 収 入 第3項 公営企業貸付金収入 第4項 貸 付 金 収 入 第5項 受 託 事 業 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入 第7項 利 子 割 精 算 金 収 入 第8項 雑 収 入	306,770,291 419,002 9,869 22,245,186 265,703,392 5,885,309 3,858,613 5,805 8,643,115	△ 43,844,599 △ 20,984 163 △ 433,354 △ 42,257,265 △ 1,096,816 240,581 △ 2,599 △ 274,325	262,925,692 398,018 10,032 21,811,832 223,446,127 4,788,493 4,099,194 3,206 8,368,790
第14款 県 債	第1項 県 債	322,907,000 322,907,000	10,409,000 10,409,000	333,316,000 333,316,000
第15款 繰 越 金		1,656,903	1,030,035	2,686,938

	第1項繰越金	1,656,903	1,030,035	2,686,938
歳入	合計	1,490,747,650	△ 31,041,343	1,459,706,307

2 歳 出 款		補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,414,188 千円	△ 21,235 千円	1,392,953 千円
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	36,821,745	1,532,922	38,354,667
	第2項 政 務 管 理 費	4,330,157	△ 216,929	4,113,228
	第3項 総 務 計 画 費	17,429,770	2,423,015	19,852,785
	第4項 統 計 調 査 費	506,053	△ 5,882	500,171
	第5項 徴 税 費	6,991,101	30,294	7,021,395
	第6項 市 町 村 振 興 費	4,728,111	△ 459,031	4,269,080
	第7項 選 挙 費	2,444,818	△ 240,108	2,204,710
	第8項 人 事 委 員 会 費	145,433	397	145,830
	第9項 監 査 委 員 会 費	246,302	△ 1,166	247,468
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	9,131,079	△ 274,234	8,856,845
	第2項 防 災 費	2,152,413	△ 3,709	2,148,704
	第3項 環 境 企 画 費	3,566,851	△ 353,484	3,213,367
	第4項 環 境 対 策 費	702,249	159,299	861,548
	第5項 環 境 対 策 費	365,685	△ 24,748	340,937
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	2,343,881	△ 51,592	2,292,289



第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費 第2項 国民保険・福祉指導費 第3項 医療業務薬事費 第4項 高齢福祉保健費 第5項 健康対策費 第6項 生活衛生費 第7項 障害福祉費 第8項 児童家庭費	152,526,337 19,677,119 41,466,835 6,069,327 40,198,076 7,092,346 1,441,428 20,141,329 16,439,877	△ △ △ △ △ △ △ △ △	211,990 430,752 1,101,945 52,573 644,098 280,944 36,823 1,065,192 270,541	152,738,327 20,107,871 40,364,890 6,016,754 39,553,978 7,373,290 1,404,605 21,206,521 16,710,418
第5款 労働費	第1項 労働委員会費 第2項 労働政雇用費 第3項 職業能力開発費	14,721,576 127,234 12,262,027 2,332,315	△ △ △ △	353,390 625 72,066 281,949	14,368,186 127,859 12,189,961 2,050,366
第6款 産業費	第1項 産業政策費 第2項 産業振興費 第3項 商業振興費 第4項 産業立地費 第5項 観光費	153,163,535 13,064,103 1,580,134 118,308,790 18,364,050 1,846,458	△ △ △ △ △ △	43,105,138 207,773 91,969 41,236,513 1,410,095 158,788	110,058,397 12,856,330 1,488,165 77,072,277 16,953,955 1,687,670
第7款 農林水産業費		104,462,540	△	2,855,195	101,607,345



第9款	警 察 費	第1項 警 察 管 理 費 第2項 警 察 行 政 費	51,316,073 47,527,700 3,788,373	45,546 180,333 △ 134,787	51,361,619 47,708,033 3,653,586
第10款	教 育 費	第1項 教 育 総 務 費 第2項 小 中 学 校 費 第3項 高 等 学 校 費 第4項 特 別 支 援 学 校 費 第5項 生 涯 学 習 推 進 費 第6項 文 化 行 政 費 第7項 保 健 体 育 費 第8項 私 学 教 育 振 興 費 第9項 大 学 費	220,481,175 4,777,326 128,905,934 53,607,045 17,388,340 336,099 1,409,977 1,996,513 10,506,686 1,553,255	△ 660,046 △ 56,813 909,871 19,379 △ 29,750 △ 7,295 △ 266,166 △ 47,663 69,660 68,823	221,141,221 4,720,513 129,815,805 53,626,424 17,358,590 328,804 1,143,811 1,948,850 10,576,346 1,622,078
第11款	災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費 第5項 社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	20,545,445 4,280,890 16,185,494	320,971 163,050 157,195 726	20,866,416 4,443,940 16,342,689 726
第12款	県 債 費	第1項 県 債 償 還 費	408,235,738 408,235,738	△ 1,810,420 △ 1,810,420	406,425,318 406,425,318
第13款	諸 支 出 金	第1項 公 営 企 業 貸 付 金	91,174,254 22,245,186	919,266 △ 433,354	92,093,520 21,811,832



第2表 継続費補正 1 変更	款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後	
				総額 千円	年度	年割額 千円	年度	総額 千円	年度	年割額 千円	
		第2項 道橋りょう費	県道多田皆川金井線 地域連携推進事業 (小倉峠トンネル)	3,500,000	21	100,000	21	100,000	2,321,878	21	100,000
	22				1,114,040	22	1,114,040	22		1,114,040	
	23				947,040	23	947,040	23		947,040	
	24				800,000	24	800,000	24		160,798	
	25				538,920	25	538,920				
					13	0	13	0		13	0
					14	470,000	14	470,000		14	470,000
					15	740,000	15	740,000		15	740,000
					16	900,000	16	900,000		16	900,000
					17	430,000	17	430,000		17	430,000
第8款 土木費		第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (奥胎内ダム)	21,312,304	18	360,000	18	360,000	23,312,304	18	360,000









第3表 債務負担行為補正								
1 追加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	海外市場獲得サポート事業補助金交付決定	平成25年度				10,000千円		
	新潟県立鳥屋野潟公園(女池地区及び鐘木地区)管理協定	平成25年度から平成27年度まで				214,128千円		
	財団法人新潟県環境保全事業団損失補償契約	平成24年度から平成25年度まで						財団法人新潟県環境保全事業団が、平成24年度において、金融機関から借り入れる事業資金1,010,000千円に約定利息を加えた額について、回収されない場合の損失を補償する。

事 変 更	項	補 正		後		明 説
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額	
2	漁業近代化資金利子補給契約	平成25年度から平成44年度まで	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）に基づき、融資機関が漁業近代化資金の転用で県の承認を得る場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	平成25年度から平成44年度まで	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）に基づき、融資機関が漁業近代化資金の転用で県の承認を得る場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額	
	中条駅前通り線中条変電所物件補償契約	平成25年度	140,000千円	平成25年度から平成26年度まで	104,000千円	
	横山町亀貝線こね橋設置工事委託契約（相手方 東日本旅客鉄道株式会社）	平成23年度から平成25年度まで	1,300,000千円	平成23年度から平成26年度まで	1,450,000千円	
	交番駐在所賃借契約（相手方 警察共済組合新潟県支部長）	平成25年度から平成48年度まで	総額161,025千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成25年度から平成48年度まで	総額154,627千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	柏崎警察署比角交番外4か所賃借期間が満了し、賃借料を完了した後、賃借物件の所有権を県が無償で取得する。
	職員住宅賃借契約（相手方 警察共済組合新潟県支部長）	平成25年度から平成48年度まで	総額57,528千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	平成25年度から平成48年度まで	総額55,242千円以内と公租公課及び火災保険料の実額との合計額	東蒲原郡阿賀町木造1棟戸建単身用賃借期間が満了し、賃借料を完了した後、賃借物件の所有権を県が無償で取得する。

第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
えちごトキめき鉄道株式会社出資事業費 減収補てん債	千円	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
	8,173,000 845,000				
合 計	9,018,000				

2. 変更	起債の目的	補		正		前		正		後			
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	補	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	12,146,000	12,985,000											
河川事業費	27,916,000	29,190,000											
海岸事業費	4,191,000	4,177,000											
砂防事業費	7,856,000	7,897,000											
街路事業費	225,000	361,000											
公園事業費	1,255,000	1,192,000											
公営住宅建設事業費	409,000	414,000											
港湾事業費	5,338,000	5,489,000											
水産事業費	180,000	179,000											
漁港事業費	794,000	792,000											
林道事業費	784,000	787,000											
治山事業費	4,419,000	4,480,000											

借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれその発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)

補正前に同じ

農 地 事 業 費	14,280,000								11,895,000
災 害 復 旧 事 業 費	5,926,000								6,007,000
学 校 教 育 施 設 等 整 備 事 業 費	3,311,000								3,445,000
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	1,158,000								1,244,000
施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	605,000								502,000
地 域 活 性 化 事 業 費	799,000								719,000
防 災 对 策 事 業 費	777,000								726,000
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	17,671,000								19,017,000
合 併 特 例 事 業 費	3,768,000								2,935,000
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	2,125,000								2,116,000
河 川 等 整 備 事 業 費	176,000								135,000
警 察 施 設 整 備 事 業 費	781,000								775,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	546,000								554,000
本 庁 舎 改 修 事 業 費	186,000								179,000

地域機関改修事業費	1,195,000	1,185,000			
地域プロジェクト事業費	172,000	143,000			
合併市町村特別対策事業費	3,058,000				
魚沼基幹病院出資事業費	189,000	208,000			
中核工業団地 用地取得事業費	2,450,000	2,226,000			
行政改革推進債	9,670,000	11,774,000			
臨時財政対策債	74,800,000	76,870,000			
退職手当債	8,042,000	8,815,000			
地方道路整備 臨時貸付事業費	1,208,000	682,000			
北陸新幹線整備事業費	10,080,000	9,782,000			
<b>合 計</b>	<b>322,907,000</b>	<b>324,298,000</b>			

平成24年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成24年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648,864千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,007,305千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 133,656,169	千円 △ 648,864	千円 133,007,305
	第1項 繰入金	133,656,169	△ 648,864	133,007,305
歳入	合計	133,656,169	△ 648,864	133,007,305

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 133,656,169	△ 648,864	千円 133,007,305
	第1項 県債費	133,656,169	△ 648,864	133,007,305
歳出	合計	133,656,169	△ 648,864	133,007,305



平成24年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ579,814千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,112,137千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	第1項 諸収入	2,691,951 千円	△ 579,814 千円	2,112,137 千円
	第2項 繰越金	723,412	300	723,712
歳入	合 計	1,968,539	△ 580,114	1,388,425
歳入	合 計	2,691,951	△ 579,814	2,112,137

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	地 域 づ く り 事 業 金 費	千円 2,691,951	千円 △ 579,814	千円 2,112,137
	第1項 貸付事業費	1,968,539	△ 580,114	1,388,425
	第2項 貸付債権活用事業費	723,412	300	723,712
歳	出 合 計	2,691,951	△ 579,814	2,112,137

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,187,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 2,586,701	千円 △ 399,072	千円 2,187,629
	第1項 国庫支出金	52,953	620	53,573
	第2項 財産収入	1,149	△ 765	384
	第3項 寄附金	1,500	100	1,600
	第4項 繰入金	546,306	△ 197,988	348,318
	第5項 諸収入	40,991	△ 3,835	37,156
	第7項 分担金及び負担金	1,933,967	△ 200,568	1,733,399
	第8項 繰越金	102	3,364	3,466

歳 入 合 計	2,586,701	△	399,072	2,187,629

2 歳 出 款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費		千円 2,582,201	千円 △ 399,072	千円 2,183,129
	第1項 災害救助費	2,498,071	△ 702,727	1,795,344
	第2項 基金積立	1,149	△ 765	384
	第3項 県債	71,214	△ 4,457	66,757
	第4項 繰出	11,767	308,877	320,644
歳 出	合 計	2,586,701	△ 399,072	2,187,629

平成24年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,357千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入	千円 8,400	千円 43	千円 8,357
歳入	合計	8,400	43	8,357

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 心身障害児若者 総合施設事業費		千円 8,400	△	千円 8,357	
	第2項 繰出金	8,389	△	8,346	
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>8,400</b>	<b>△</b>	<b>8,357</b>	

平成24年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91,711千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,783,174千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入		千円 33,874,885	千円 △ 91,711	千円 33,783,174
	第2項 諸 収 入	33,117,543	△ 91,711	33,025,832
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>33,874,885</b>	<b>△ 91,711</b>	<b>33,783,174</b>



2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 中小企業支援資金貸付業		千円 33,874,885	△ 91,711	千円 33,783,174	
	第2項 県債	32,723,463	△ 64,763	32,658,700	
	第3項 繰出金	342,561	△ 26,948	315,613	
歳出	合計	33,874,885	△ 91,711	33,783,174	

平成24年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ246,443千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業貸付事業資金収入	第1項 繰入金	千円 122,852	千円 △ 166	千円 122,686
歳入	合計	246,609	△ 166	246,443

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善事業 貸付事業費	第1項 貸付事業費	千円 122,802	△ 166	千円 122,636
歳	合 計	246,609	△ 166	246,443

平成24年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,145千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入		千円 81,255	千円 110	千円 81,145
	第1項 繰入金	943	110	833
歳入	合 計	81,255	110	81,145

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 沿岸漁業改善資金費		千円 81,205	△	千円 81,095	
	第1項 貸付事業費	81,205	△	81,095	
歳	合計	81,255	△	81,145	

平成24年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,636千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,417千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 県有林事業収入		134,053	△ 17,636	116,417
	第1項 国庫支出金	10,275	△ 4,994	5,281
	第2項 財産収入	16,653	△ 3,263	13,390
	第3項 繰入金	93,767	△ 325	93,442
	第4項 県債	9,800	△ 9,800	
	第6項 諸収入		746	746

歳 入 合 計	134,053	△	17,636	116,417

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	133,053 千円	△ 17,636 千円	115,417 千円	
	第2項 県債費	42,754	△ 17,311	25,443	
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>134,053</b>	<b>△ 17,636</b>	<b>116,417</b>	



起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
県有林事業費		9,800	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

平成24年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119,153千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,434,633千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金		千円 1,315,480	千円 119,153	千円 1,434,633
	第1項 財産収入	1,313,565	119,153	1,432,718
歳	合 計	1,315,480	119,153	1,434,633

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費		千円 1,315,480	千円 119,153	千円 1,434,633
	第2項 繰出金	1,313,565	119,153	1,432,718
歳出	合計	1,315,480	119,153	1,434,633

## 平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ219,184千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,525,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業収入		12,745,127	△ 219,184	12,525,943	千円
	第1項 分担金及び負担金	5,353,393	△ 101,921	5,251,472	
	第2項 使用料及び手数料	556	63	619	
	第3項 国庫支出金	3,338,500	46,220	3,384,720	
	第4項 財産収入	890	214	1,104	
	第5項 繰入金	1,906,230	△ 2,389	1,903,841	
	第6項 諸収入	127,095	△ 10,274	116,821	
	第7項 県債	1,790,000	△ 23,000	1,767,000	
	第8項 繰越金	228,463	△ 128,097	100,366	
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>12,745,127</b>	<b>△ 219,184</b>	<b>12,525,943</b>	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		12,622,573	△ 196,996	12,425,577	
	第1項 管理費	3,775,362	△ 188,810	3,586,552	
	第2項 建設費	6,131,039	23,835	6,154,874	
	第3項 県債費	2,716,172	△ 32,021	2,684,151	
第2款 予備費		122,554	△ 22,188	100,366	
	第1項 予備費	122,554	△ 22,188	100,366	
歳	出 合 計	12,745,127	△ 219,184	12,525,943	

第2表 継続費補正 1 変更														
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後					
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額				
第1款 流域事業 第2項 建設費	第2項 建設費	信濃川下流流域事業費 (新潟処理事業区)	20,375,674	千円	8	964,459	8	964,459	8	964,459				
					9	1,234,836	9	1,234,836	9	1,234,836				
					10	2,083,400	10	2,083,400	10	2,083,400				
					11	1,924,000	11	1,924,000	11	1,924,000				
					12	2,559,000	12	2,559,000	12	2,559,000				
					13	1,618,000	13	1,618,000	13	1,618,000				
					14	1,279,500	14	1,279,500	14	1,279,500				
					15	197,360	15	197,360	15	197,360				
					16	256,000	16	256,000	16	256,000				
					17	54,700	17	54,700	17	54,700				
					18	281,150	18	281,150	18	281,150				
								20,375,674			21,028,818			

				19	479,250	19	479,250
				20	767,200	20	767,200
				21	1,986,100	21	1,986,100
				22	1,730,541	22	1,730,541
				23	1,520,678	23	1,520,678
				24	1,262,500	24	1,272,401
				25	177,000	25	745,243
						26	75,000
						58	3,216,800
						59	3,409,600
						60	2,433,000
						61	1,697,518
						62	1,552,457
		63	1,622,000				
						50,293,228	
						49,049,121	
						信濃川下流域 下水道事業費 (長岡処理区)	



	元	1,536,000																	1,536,000
	2	1,560,000																	1,560,000
	3	1,562,000																	1,562,000
	4	3,850,000																	3,850,000
	5	3,024,200																	3,024,200
	6	1,203,900																	1,203,900
	7	3,024,850																	3,024,850
	8	1,473,310																	1,473,310
	9	1,474,242																	1,474,242
	10	1,444,600																	1,444,600
	11	1,009,800																	1,009,800
	12	2,152,000																	2,152,000
	13	2,456,500																	2,456,500
	14	1,661,300																	1,661,300

15	835,400	15	835,400					4	640,000	4	640,000	15	835,400
16	442,600	16	442,600					5	2,420,000	5	2,420,000	16	442,600
17	124,000	17	124,000									17	124,000
18	279,600	18	279,600									18	279,600
19	559,650	19	559,650									19	559,650
20	691,800	20	691,800									20	691,800
21	1,230,700	21	1,230,700									21	1,230,700
22	1,023,005	22	1,023,005									22	1,023,005
23	1,078,289	23	1,078,289									23	1,078,289
24	1,376,107	24	1,420,000									24	1,376,107
25	1,094,500											25	1,094,500
26	193,500											26	193,500
		4	640,000									4	640,000
		5	2,420,000									5	2,420,000
												63,736,578	
												61,802,300	
												阿 下 、 (新 井 郷 川 処 理 区) 野 道 事 業 費 川 流 域 費	

6	2,459,500	6	2,459,500
7	5,566,500	7	5,566,500
8	5,845,534	8	5,845,534
9	3,442,100	9	3,442,100
10	6,456,200	10	6,456,200
11	3,960,000	11	3,960,000
12	4,037,000	12	4,037,000
13	5,487,000	13	5,487,000
14	3,473,000	14	3,473,000
15	2,750,000	15	2,750,000
16	3,070,500	16	3,070,500
17	2,603,000	17	2,603,000
18	2,176,000	18	2,176,000
19	1,732,600	19	1,732,600



			14	4,557,500
			15	5,734,500
			16	4,416,900
			17	3,755,500
			18	4,240,600
			19	2,873,000
			20	3,594,900
			21	2,678,200
			22	2,773,219
			23	2,510,916
			24	966,500
			25	347,000
			14	4,557,500
			15	5,734,500
			16	4,416,900
			17	3,755,500
			18	4,240,600
			19	2,873,000
			20	3,594,900
			21	2,678,200
			22	2,773,219
			23	2,510,916
			24	1,099,500
			25	390,000

第3表 地方債補正  
1 変 更

起債の目的	補		正		前		補		正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法	
流域下水道事業費	千円 1,790,000	普通借入又は普通債発行額をさげ、格付を高め、償還方法を定めることとする。	年9パーセント以内	借入は30年以内、均等返済。又は元均等返済。又は元均等返済と元均等返済とを組み合わせた返済方法とする。	借入は30年以内、均等返済。又は元均等返済。又は元均等返済と元均等返済とを組み合わせた返済方法とする。	千円 1,767,000	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法	

## 平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,419,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,657,214	△ 237,963	千円 3,419,251
	第1項 分担金及び負担金	18,086	9,594	27,680
	第2項 使用料及び手数料	1,449,050	△ 20,446	1,428,604
	第3項 国庫支出金	2,576	58,307	60,883
	第6項 諸収入	33,029	582	33,611
	第7項 県債	1,536,000	△ 286,000	1,250,000
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>3,657,214</b>	<b>△ 237,963</b>	<b>3,419,251</b>



2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業費		千円 3,657,061	千円 △ 237,963	千円 3,419,098	
	第1項 事業費	1,617,170	△ 237,963	1,379,207	
歳	出 合 計	3,657,214	△ 237,963	3,419,251	



平成 24 年 度 新 潟 県 電 気 事 業 会 計 補 正 予 算

(総 則)

第 1 条 平成24年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	卸 供 給 電 力 量	MWh		
1	管 業 関 係	MWh	556,555	MWh 492,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電 気 事 業 収 益	千円 4,665,605	千円 △ 31,451	千円 4,634,154
第1項	管 業 収 益	4,576,232	△ 21,703	4,554,529
第2項	財 務 収 益	6,317	34	6,351
第3項	事 業 外 収 益	23,208	△ 808	22,400
第4項	特 別 利 益	59,848	△ 8,974	50,874

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	電気事業・費用	4,519,903	△ 30,302	4,489,601
第1項	営業費用	3,882,935	△ 30,247	3,852,688
第3項	事業外費用	132,936	△ 55	132,881

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,658,054千円は、次のとおり補正するものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	2,126,328	△ 1,549,593	576,735
第1項	国庫補助金	37,799	6,503	44,302
第2項	固定資産売却代金	300	1,725	2,025
第3項	貸付金返済金	1,803,319	△ 1,300,000	503,319
第4項	受託金	44,900	△ 17,821	27,079
第6項	企業債	240,000	△ 240,000	

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 3,655,597	千円 △ 1,420,808	千円 2,234,789
第1項	建設改良費	1,072,264	△ 202,987	869,277
第3項	貸付金	1,200,000	△ 1,200,000	
第4項	受託工事費	44,900	△ 17,821	27,079

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補てん財源				消費的支出 の調整額
					過年度 留保資金	当年度 留保資金	減積	債立	
第1項	建設改良費	千円 869,277	千円 49,646	千円 819,631	千円 27,517	千円 34,014	千円 716,723	千円 41,377	千円 41,377
第2項	企業債還金	1,337,433	500,000	837,433	716,833	120,600			
第4項	受託工事費	27,079	27,079		990				
第5項	雑支出	1,000	10	990					
	計	2,234,789	576,735	1,658,054	745,340	34,014	120,600	716,723	41,377

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		額		変		更		金		額			
			総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額	総額	千円	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	胎内第四発電所 建設	2,215,788	千円	22	64,697	千円	64,697	22	千円	22	64,697	千円	64,697	22	千円	64,697	
					23	84,037		84,037	23			23	84,037		84,037	23		84,037
					24	200,640		200,640	24			24	232,570		232,570	24		232,570
					25	167,578		167,578	25			25	193,654		193,654	25		193,654
					26	2,215,788		2,215,788	26			26	2,215,788		2,215,788	26		2,215,788
					27			210,942	27			27	210,942		210,942	27		210,942
					28			554,552	28			28	525,524		525,524	28		525,524
					29			453,139	29			29	426,046		426,046	29		426,046
					30			358,529	30			30	327,460		327,460	30		327,460
					24			252,000	24			24	500		500	24		500
		25	6,915,648		1,858,362	25			25	6,915,648		6,915,648	25		3,224,228			
		新潟東部太陽光 発電所(3号系列) 建設																

				26	2,125,675		26	3,348,480
				27	2,679,611		27	342,440

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
新エネルギー発電設備建設事業費	千円 240,000	千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与と費	千円 740,441	千円 758,389

平成24年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 給 水 量	58,978,552 立方メートル	54,844,009 立方メートル
	3 一 日 平 均 給 水 量	162,029 立方メートル	150,670 立方メートル



(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業収益	1,564,175	446,736	2,010,911
第1項	営業収益	1,558,658	22,861	1,581,519
第2項	営業外収益	5,517	33,041	38,558
第3項	特別利益		390,834	390,834

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	工業用水道事業費用	2,739,483	△ 368,645	2,370,838
第1項	営業費用	2,686,744	△ 378,234	2,308,510
第2項	営業外費用	42,739	591	43,330
第4項	特別損失		8,998	8,998

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額249,021千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	1,918,811	△ 1,175,474	743,337
第1項	企業債	530,300	49,600	579,900
第2項	国庫補助金	108,477	△ 19,550	88,927
第3項	他会計補助金	43,660	△ 5,702	37,958
第4項	他会計借入金	1,200,000	△ 1,200,000	
第5項	固定資産売却代金	30	178	208

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	1,027,409	△ 35,051	992,358
第1項	建設改良費	769,080	△ 35,051	734,029

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源				
				減 積	債 金 積 立	建 設 積 立 積 立 金	良 金 過 損 留 保	年 動 資 金 度 定 金
第1項 建設改良費	千円 734,029	千円 625,037	千円 108,992	千円 14,738	千円 14,738	千円 62,612	千円 31,642	千円 1,828
第2項 企業債償還金	258,329	118,300	140,029	28,736		109,465		
計	992,358	743,337	249,021	28,736	14,738	172,077	33,470	

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元 金 額		変 更 金 額	
			総 額	年 割 額	総 額	年 割 額
I 資本的支出	1 建設改良費	新潟臨海工業用水道 建設事業	千円	千円	千円	千円
			21	758,718		758,718
			22	448,109		448,109
			23	882,379	2,755,157	882,379
			24	360,123		341,194
	25	305,828		324,757		
			2,755,157	2,755,157		

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道増設	千円 44,700	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

2 変更

起債の目的	元金額	変更金額
新潟臨海工業用水道建設事業費	千円 248,100	千円 199,400
上越工業用水道設備増強費	163,900	217,500

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	変	金	額
職	員	給	更	金	額
					千円
	与				446,156
	費				千円
		412,577			

(他会計からの補助金)

第8条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を69,867千円に改める。

平成24年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成24年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	営 業 関 係	土 地 の 売 却		
1			平方メートル 310,000	平方メートル 12,587

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 5,252,500	千円 △ 4,264,319	千円 988,181
第1項	営業収益	4,448,926	△ 4,264,014	184,912
第2項	営業外収益	803,574	△ 305	803,269

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	3,984,494	△ 3,621,287	363,207
第1項 営業費用	3,885,046	△ 3,596,605	288,441
第2項 営業外費用	98,448	△ 24,682	73,766

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,469,500千円のうち178,102千円については、次のとおり補てんし、なお不足する額1,291,398千円は、一時借入金で措置する。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	2,769,620	△ 1,300,000	1,469,620
第3項 他会計借入金返済金	1,803,319	△ 1,300,000	503,319

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤	年 度 保 益 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円 120	千円 22,380	千円 22,380	千円 22,380
第2項 企業債償還金	943,791		943,791		155,712
第3項 他会計借入金返済金	503,319		503,319		
第4項 雑 支 出	10		10		10
計	1,469,620	120	1,469,500		178,102

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 52,064	千円 48,758

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,104千円に改める。



平成24年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成24年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 185,518			平方メートル 4,000	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 445,659	千円 △ 345,643	千円 100,016
第1項	営業収益	442,726	△ 355,119	87,607
第2項	営業外収益	2,933	9,476	12,409

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	用地造成事業費用	322,354	△ 254,503	67,851
	第1項 営業費用	321,700	△ 254,229	67,471
	第2項 営業外費用	654	△ 274	380

平成24年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成24年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
	入	外									
年間患者数	院	来	1,088,000	人			1,044,000	人			
	計		1,664,000	人			1,618,000	人			
1日平均患者数	院	来	2,752,000	人			2,662,000	人			
	計		2,981	人			2,860	人			
	入	外	6,792	人			6,604	人			
	計		9,773	人			9,464	人			

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	76,572,979	440,509	77,013,488
第1項 医療収益	63,811,071	△ 72,812	63,738,259
第2項 医療外収益	12,021,295	513,521	12,534,816
第3項 特別利益	740,613	△ 200	740,413

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	76,228,926	729,354	76,958,280
第1項 医療費用	71,891,117	583,488	72,474,605
第2項 医療外費用	2,211,901	△ 109,013	2,102,888
第3項 特別損失	2,125,908	254,879	2,380,787

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,399,719千円は、過年度分損益勘定留保資金1,484,611千円及び当年度分損益勘定留保資金3,915,108千円で補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	5,292,810	△ 514,483	4,778,327
第2項	投資回収金	1,470	1,094	2,564
第3項	企業債	4,830,300	△ 99,000	4,731,300
第5項	企業負担金交付金	453,389	△ 416,442	36,947
第6項	その他の資本的収入	3,364	△ 135	3,229

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	10,286,494	△ 108,448	10,178,046
第1項	建設改良費	2,837,085	△ 109,128	2,727,957
第3項	投資	1,470	1,094	2,564
第4項	債還	7,447,258	△ 542	7,446,716
第5項	その他の資本的支出		128	128

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
病 院 整 備 事 業 費	千円 2,720,000	千円 2,621,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
1 職 員 給 与 費	千円 39,219,337	千円 39,796,737
2 交 際 費	1,000	100

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,338,091千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	千円 18,038,386	千円 18,132,369

平成 24 年度新潟県魚沼基幹病院事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成24年度新潟県魚沼基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業収益	千円 63,249	千円 △ 28,065	千円 35,184
第1項 医業外収益	63,249	△ 28,065	35,184

支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 病院事業費用	千円 63,249	千円 △ 28,065	千円 35,184
第1項 医業外費用	63,249	△ 28,065	35,184

(資本的収入及び支出)

第 3 条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	1,570,733	△ 191,873	1,378,860
第1項 企業債	1,317,000	△ 209,000	1,108,000
第2項 補助金	78,497	△ 411	78,086
第3項 負担金交付金	175,236	17,538	192,774

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	1,570,733	△ 191,873	1,378,860
第1項 建設改良費	1,570,733	△ 191,873	1,378,860

(企業債)

第4条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
病院整備事業費	1,317,000	1,108,000



(他会計からの補助金)

第5条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を113,270千円に改める。

平成24年度新潟県一般会計補正予算

平成24年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	地域プロジェクト事業費	千円 60,054
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	140,509
第3款 県民生活・環境費	第2項 防災費	地域防災力向上費	19,884
	第3項 環境企画費	自然環境整備交付金事業費	7,431
第4款 福祉保健費	第3項 医療事務費	ドクターヘリ基地病院等施設・設備整備事業	26,920
	第4項 高齢福祉保健費	老人福祉施設整備補助金	1,343,706

第6款 産 業 費	第7項 障 害 福 祉 費	バリアフリーーマちづくり事業費	223,625
		障害者支援施設等整備補助金	80,150
第8項 児 童 家 庭 費	第7項 障 害 福 祉 費	障害者支援施設等耐震化等整備補助金	727,576
		保育所等設置補助金	124,134
第5項 観 光 費	第8項 児 童 家 庭 費	病児・病後児保育施設整備緊急促進補助金	684
		児童相談所環境改善事業費	13,090
第7款 農 林 水 産 業 費	第5項 観 光 費	新潟ふるさと村施設整備費	4,001
		新潟米付加価値向上施設整備促進事業補助金	100,000
第7項 水 産 業 費	第3項 農 産 園 芸 費	農業適正管理事業補助金	44,508
		広域漁場整備事業費	192,813
第7項 水 産 業 費	第7項 水 産 業 費	漁場環境保全創造事業費	84,296
		県営水産物供給基盤機能保全事業費	272,474
第7項 水 産 業 費	第7項 水 産 業 費	県営漁港災害対策等緊急事業費	56,200
		県営漁港海岸保全事業費	54,475

	市町村営地域水産物供給基盤整備事業補助金	22,825
	県営漁港整備事業費	1,000
第8項 林業費	過疎地域等林道代行事業費	98,464
	県単林道整備事業補助金	26,007
	ふるさと林道緊急整備事業費	103,442
	越後のふるさと木づかい事業補助金	16,536
	県営貯木場復旧工事費	72,262
	森林整備加速化・林業再生補助金	114,347
	奥地保安林保全緊急対策事業費	56,654
第9項 農地管理費	治山施設機能強化事業費	17,057
	小規模模治山事業費	14,554
	小規模模治山事業補助金	11,400
	土地改良施設県管理費	210,139
第10項 農地基盤整備費	国営附帯県営農地防災事業費	236,400

	県営生物多様性対応基盤整備促進費	9,230
	団体営災害関連事業助成費	59,750
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	51,000
	県単地すべり防止事業費	31,387
	県単農業・農村整備事業補助金	33,405
	地盤沈下対策農地事業受託費	37,497
	農道整備事業受託費	4,502
	地籍調査事業費	75,326
	河川台帳整備費	12,763
	土木施設等環境整備対策費	60,400
	公共事業企画調査費	1,345
	管理関係道路調査費	109,800
	建設関係道路調査費	6,200
	道路維持管理費	193,220
	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	
	第2項 道路橋りょう費	

	舗装道維持修繕費	204,000
	防災・防雪施設維持修繕費	152,929
	災害防除施設費	347,599
	交通安全施設費	28,933
	地方特定道路整備改築事業費	932,515
	道路防災対策費	62,691
	管理関係地方特定道路費	43,167
	雪寒施設整備費	28,374
	排水機場等整備費	43,633
	魚野川流域水資源確保検討費	11,322
	河川調査費	13,012
	ハザードマップ作成・周知支援費	12,673
	河川維持費	329,750
	河川補修費	153,500
第3項 河川海岸費		

河川環境整備費	15,000
河川整備促進事業費	129,002
河川災害復旧助成費	12,733,712
河川災害関連連費	472,154
海岸維持費	2,575
海岸施設補修費	23,852
ダム維持管理費	3,885
ダム施設緊急整備事業費	37,131
治水ダム事業費	41,617
河川総合開発事業費	20,242
河川防砂調査費	7,553
地すべり調査費	3,087
砂防設備修繕費	13,460
砂防施設維持修繕費	8,266
第4項 砂防費	

	地すべり防止施設維持修繕費	7,000
	火山砂防費	226,484
	砂防激甚災害対策特別緊急事業費	611,890
	災害関連連砂防費	12,656
	克雪対策砂防設備改良事業費	983
	土砂災害緊急事業費	162,555
	災害関連緊急地すべり対策費	300,000
	急傾斜地崩壊防止工事費	13,356
	集落雪崩対策費	4,200
第5項 都市計画費	街路事業費	570,873
	公園整備費(県単)	64,938
	公園維持管理費	56,575
	流域別下水道整備総合計画策定費	8,419
	浄水場設備工事費	15,855
第6項 建築費		



第10款 教 育 費	第3項 高 等 学 校 費	高 校 校 修 繕 費	2,489
		高 校 校 修 繕 費	2,489
		特別支援学校大規模・耐震改修費	105,192
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	11,693
		ひすいの里分校施設整備費	108,600
		第4項 特別支援学校費	
		第3項 高等学校費	
		第9項 港 灣 費	
		第7項 交 通 政 策 費	
		県 営 住 宅 管 理 費	5,618
交 通 政 策 総 務 費	400		
新潟港湾事務所庁舎耐震改修費	13,075		
北陸新幹線整備負担金	3,651,064		
港 灣 施 設 維 持 管 理 費	99,000		
派川加治川補償用水施設等管理費	10,000		
港 灣 等 調 査 費	15,827		
港 灣 修 繕 費	12,429		
港 灣 整 備 費	18,540		
高 校 全 面 改 築 費	77,175		

第11款 災害復旧費	第8項 私学教育振興費	認定こども園整備等補助金	70,801
第11款 災害復旧費	第1項 農林水産施設 災害復旧費	県営漁港災害復旧費	155,884
		林道施設災害復旧事業助成費	290,111
		治山施設災害復旧費	165,205
		耕地災害復旧費	1,827,415
		県営漁港単独災害復旧費	3,331
		建設関係災害復旧費	11,947,955
	第2項 土害復旧 施設費	県単災害復旧費	114,008
		<b>合 計</b>	<b>41,900,672</b>

2 変 更					
款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額	
第3款 県民生活・環境費	第2項 防 災 費	原 子 力 防 災 対 策 費	千円 783,750	千円 873,750	
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	経 営 構 造 対 策 事 業 助 成 費	120,000	500,108	
	第7項 水 産 業 費	県 営 水 産 流 通 基 盤 整 備 事 業 費	200,000	302,892	
		県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	780,000	879,484	
		県 営 漁 港 施 設 機 能 強 化 事 業 費	40,094	61,844	
		市 町 村 営 漁 村 再 生 事 業 補 助 金	16,225	206,326	
		市 町 村 営 漁 港 施 設 機 能 強 化 事 業 補 助 金	4,000	35,048	
第8款 林 業 費		林 道 開 設 事 業 費	545,000	1,086,855	
		林 道 開 設 事 業 助 成 費	29,940	167,393	
		民 有 林 造 林 奨 励 補 助 金	189,576	676,844	
		復 旧 治 山 事 業 費	115,227	254,519	
		予 防 治 山 事 業 費	215,262	538,046	

防 災 林 造 成 事 業 費	131,388	134,974
地 域 防 災 対 策 総 合 治 山 事 業 費	155,658	181,210
水 源 森 林 再 生 対 策 事 業 費	50,539	206,287
地 す べ り 防 止 事 業 費	678,098	1,142,502
治 山 等 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	427,534	820,310
漁 場 保 全 関 連 特 定 森 林 整 備 事 業 費	230,479	413,621
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	1,632,266	2,787,743
県 営 か ん が い 排 水 事 業 費	129,000	164,092
県 営 畑 地 帯 総 合 整 備 事 業 費	374,534	897,224
県 営 農 地 防 災 排 水 事 業 費	1,156,980	2,668,244
県 営 地 す べ り 対 策 農 地 事 業 費	518,000	790,812
県 営 た め 池 等 整 備 事 業 費	337,600	567,736
県 営 地 盤 沈 下 対 策 農 地 事 業 費	300,000	500,097
県 営 中 山 間 地 域 総 合 農 地 防 災 事 業 費	40,000	126,770

第8款 土木費	第11項 農地計画費	県営経営体育成基盤整備事業費	4,113,057	11,801,377
		県営農道整備事業費	405,000	853,297
		過疎地域等農道代行事業費	70,000	85,054
		県営中山間地域対策事業費	815,366	1,656,727
		団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業費	152,325	158,180
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業費	58,100	77,054
		団体営農村振興総合整備事業助成費	82,600	222,704
		団体営農業集落排水事業助成費	203,750	237,443
		基盤整備促進事業助成費	58,400	136,313
		県営農業農村整備調査計画費	34,000	59,591
		橋りょう維持修繕費	158,000	439,185
		隧道維持修繕費	480,000	648,000
		道路路改築費	4,981,302	9,240,025
		道路路改築費(県単)	400,000	868,736

	道路安全施設費	100,000	356,900
	道路改善費	400,000	501,475
	橋りょう補修費	155,440	502,689
	橋りょう補修費(県単)	100,000	897,860
	隧道補修費	100,000	208,459
	舗装道路補修費	98,000	415,082
	防災・防雪施設補修費	100,000	307,528
	道路融雪施設補修費	800,000	1,120,105
	緊急地方道路整備費	11,605,050	19,488,053
	緊急地方道路整備費(街路)	1,900,521	3,239,470
第3項 河川海岸費	河川管理施設機能確保事業費	1,291,340	1,491,910
	総合流域防災対策情報基盤等整備費	335,637	453,737
	広域河川改修費	10,003,432	13,756,123
	河川総合流域防災対策整備費	4,702,510	4,839,827

	床上浸水対策特別緊急事業費	2,110,500	4,078,447
	河川災害復旧関連緊急事業費	420,000	1,115,455
	河川整備備費	80,000	398,150
	海岸侵食対策費	4,194,000	4,351,369
	海岸環境整備費	222,200	222,866
	海岸高潮対策費	1,145,100	2,337,829
	海岸整備費	10,000	35,865
	堰堤改良費	253,735	428,042
第4項 防砂防費	通常防砂防費	804,825	1,474,652
	砂防総合流域防災対策整備費	342,300	503,134
	砂防工事費	13,000	55,170
	地すべり対策費	974,400	1,672,356
	地すべり防止工事費	13,000	38,800
	急傾斜地崩壊対策費	141,750	355,741

	第5項 都市計画費	街路整備費	54,000	199,016
		公園整備費	215,292	316,285
	第6項 建築費	既設公営住宅改善費	185,224	199,324
	第9項 港湾費	港湾改造費	317,600	1,286,479
		港湾環境整備費	112,800	301,432
		港湾施設改良統合補助事業費	525,500	1,021,811
		港湾海岸保全費	428,430	753,464
第9款 警察費	第1項 警察管理費	警察署等耐震改造費	396,115	453,246
第10款 教育費	第1項 教育総務費	県立学校整備関係費	13,692	15,605
	<b>合 計</b>		<b>72,772,807</b>	<b>119,556,537</b>



平成 24 年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 4,074
		県有林費	788
合	計		4,862

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成24年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
 (繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	1,264,764 千円
合	計		1,264,764

平成 24 年度 新潟県 港湾 整備 事業 特別 会計 補正 予算

平成24年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業	業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港 湾 施 設	管 理 費	101,457
		港 湾 施 設	整 備 費	583,805
<b>合 計</b>				<b>685,262</b>

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イレブンプラザ  
所在地 上越市本町4丁目4番8号  
設置者 株式会社イレブンビル
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 大和跡地拠点施設整備事業  
(変更後) イレブンプラザ
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 未定  
(変更後) 有限会社大創笹澤ほか1者
- 3 変更年月日
  - 2 (1) 平成24年10月3日
  - 2 (2) 平成25年2月14日
- 4 変更の理由
  - 2 (1) 利用客に親しみやすい名称にするため。
  - 2 (2) 小売業者が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成25年3月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年4月5日から平成25年8月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

**大規模小売店舗の変更について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イレブンプラザ  
所在地 上越市本町四丁目4番8号  
設置者 株式会社イレブンビル
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
・ウエルシア関東株式会社

- (変更前) 午前9時から午後9時  
(変更後) 午前9時から午後12時
- (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
(変更前) 午前6時30分から午後9時30分  
(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分
- 3 変更を予定する年月日  
平成25年3月28日
- 4 変更の理由  
営業時間の延長によって利用客の利便性を向上するため。
- 5 届出年月日  
平成25年3月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年4月5日から平成25年8月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 新村上ショッピングプラザ  
所在地 村上市仲間町197番外  
設置者 イオンリテール株式会社ほか1者
- 2 届出の概要及び公告日  
概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗において小売業を行う者の変更及びその他の変更）に関する届出  
公告日 平成24年11月20日
- 3 意見の概要  
(1) 村上市からの意見の概要  
意見なし  
(2) 居住者等の意見の概要  
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課
- 5 縦覧期間  
平成25年4月5日から平成25年5月5日まで

---

#### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 アークガレリア長岡
-

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の住所の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年11月27日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年4月5日から平成25年5月5日まで

---

**大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 アークガレリア長岡

所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番地外

設置者 アークランドサカモト株式会社ほか3者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等保管施設の位置の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成24年11月27日

3 意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成25年4月5日から平成25年5月5日まで

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年4月5日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

**新潟県人事委員会規則第5-59号**

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																				
<p><b>別表第2（第28条、第33条関係）</b></p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア 速記士</p> <p>イ 職業指導員</p> <p>ウ 職業訓練指導員</p> <p>エ 無線通信士</p> <p>オ 船長 航海士 機関長 機関士 通信長 船舶通信士 甲板長</p> <p>カ 医師 歯科医師 獣医師</p> <p>キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士</p> <p>ク 助産師 看護師 准看護師</p> <p>ケ 文化学芸員</p> <p>コ 美術学芸員</p> <p>サ 主事（身体障害者を対象とした一般事務、警察事務又は市町村立小中特別支援学校事務職員を採用する場合）</p> <p>シ 司書（身体障害者を採用する場合）</p> <p>ス 警察官（財務捜査員）</p> <p><u>セ 工業技術研究職</u></p> <p><u>ソ 犯罪被害者等カウンセラー</u></p> <p><u>タ 航空整備士 自動車整備士</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>別表第2（第28条、第33条関係）</b></p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア 速記士</p> <p>イ 職業指導員</p> <p>ウ 職業訓練指導員</p> <p>エ 無線通信士</p> <p>オ 船長 航海士 機関長 機関士 通信長 船舶通信士 甲板長</p> <p>カ 医師 歯科医師 獣医師</p> <p>キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士</p> <p>ク 助産師 看護師 准看護師</p> <p>ケ 文化学芸員</p> <p>コ 美術学芸員</p> <p>サ 主事（身体障害者を対象とした一般事務、警察事務又は市町村立小中特別支援学校事務職員を採用する場合）</p> <p>シ 司書（身体障害者を採用する場合）</p> <p>ス 警察官（財務捜査員）</p> <p>(2) (略)</p>																				
<p><b>別表第3（第33条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち<u>実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	委任事務	委任を受ける者	(略)	(略)	(略)	(略)	3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち <u>実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長	(略)	(略)	<p><b>別表第3（第33条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち<u>実施計画・受験案内、第1次考査の合格者、面接委員及び第2次考査の合格者の決定に係る事務以外の事務</u></td> <td>病院局長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	委任事務	委任を受ける者	(略)	(略)	(略)	(略)	3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち <u>実施計画・受験案内、第1次考査の合格者、面接委員及び第2次考査の合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長	(略)	(略)
委任事務	委任を受ける者																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち <u>実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長																				
(略)	(略)																				
委任事務	委任を受ける者																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
3 助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち <u>実施計画・受験案内、第1次考査の合格者、面接委員及び第2次考査の合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長																				
(略)	(略)																				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示



◎新潟県人事委員会告示第2号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる個人情報を定める告示（平成17年7月新潟県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成25年4月5日から適用する。

平成25年4月5日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻 克 恕

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施しないもの（ <u>警察官(再採用)、助産師及び看護師に係る選考考査を除く。</u> ）	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課	職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施しないもの（ <u>警察官(再採用)を除く。</u> ）	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間	人事委員会事務局総務課
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位	第1次考査の合格発表日から1か月間		職員採用選考考査（選考考査を第1次考査及び第2次考査に分けて実施するもの（ <u>助産師及び看護師に係る選考考査を除く。</u> ）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位	第1次考査の合格発表日から1か月間	
	第2次考査の受験者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表日から1か月間			第2次考査の受験者に係る第1次考査の種目別得点、総合得点及び順位並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表日から1か月間	